

コスモスひろば

No.10

「遺贈」の意味を教えてください。 「相続」とはどう違うのですか？



「遺贈」とは、生前持っていた財産を遺言によって贈与することを言います。

この場合、財産を受け取る人(受遺者)は、血族関係の有無を問いません。生前お世話になった知人、想いを同じくする団体、介護してくれた子の配偶者、などに財産を譲りたいという遺言を遺すこともできますし、もちろん、法定相続人にも遺贈することもできます。

それに対し、「相続」は、亡くなった人(被相続人)の財産を相続人が受け継ぐことです。民法では、相続人として、配偶者、血族である被相続人の子(養子を含む)及び直系尊属・兄弟姉妹を規定

しており、配偶者を除く相続人に相続順位が定められています(民法第900条)。

また、遺贈には、遺産を特定せずに全体又は全体の何割かという贈る「包括遺贈」と財産を指定して贈る「特定遺贈」の二つがあります。包括遺贈の場合は①借金等の負の財産も承継する可能性があること②他の相続人と共に遺産分割協議に参加する必要があることから、安易に包括遺贈にすることは避け、特定遺贈についても検討する方が良いでしょう。

もし、遺贈が兄弟姉妹や甥姪以外の法定相続人に保障されている最低限の遺産取得割合(遺留分)を侵害していた場合、

受遺者が遺留分侵害額請求をされる可能性もありますので注意が必要です。

更に、相続にある「代襲相続」という制度も遺贈にはありませんので、受遺者が遺言者より先に亡くなった場合、受遺者の相続人が代襲して財産を受け取ることができないことへの注意も必要です。

なお、遺贈も相続も、贈与税ではなく相続税がかかります。法定相続人以外が遺贈を受けた場合、受遺者の納める相続税が2割増し、相続財産に不動産が含まれる場合にも税制面での違いが生じます。

遺言書に「遺贈する」、「相続させる」の書き方によって法的効果に違いが生じる場合があります。私達行政書士は、遺言サポート業務を行う際には言葉の違いを細かく助言させていただいております。

(行政書士 半田 直子)

小規模宅地の特例を 相続に使うことはできますか？



もちろん、小規模宅地等の適用条件に当てはまれば利用する事が可能です。

将来、同居等をしている親族から土地を相続する可能性があるのですね。

小規模宅地等の特例とは、亡くなった人が所有していた宅地等(土地または土地の上に存する権利をいいます。)を相続する時に相続税評価を一定面積まで50%又は、80%迄減額できる制度です。引き継ぐ土地の価値は変わらないのに、相続税を劇的に抑えられるのが特徴です。

例えば、相続税評価額=5000万円、面積=330㎡の居住用に使われた土地

を特例に当てはまる方が相続した場合、80%の減額ができるので、相続税評価額=1000万円(5000万円×20%)となります。(令和4年5月現在)

但し、相続税額が50%や80%迄減額されることではないことや、相続時精算課税制度を利用して贈与をした場合には、小規模宅地等の特例制度の対象外になることには注意も必要です。

ではなぜ政府は、このような相続税が安くなる制度を導入したのでしょうか？

その理由は、高度経済成長期に、土地の価格が急上昇したため、それに伴い、相続税の負担が大幅に増え、事業用や居

住用の土地を売却しないと相続税が支払えない事態が多々おこったからです。

また、「被相続人の事業または居住の用に供されていた小規模な宅地は、一般に相続人の生活基盤の維持に欠くことのできないもので、相続人がこれを廃して処分することは相当の制約を受けるため、相続税の課税価格に算入すべき価額を計算する上で、政策的な観点から一定の減額をするという趣旨である。」との裁判所の見解もありました。

国はこれら事態に配慮する目的で、相続税の負担を緩和するこの制度をつくったのでした。

実際に皆さんがこの制度を利用する場合には、制度事態が複雑であり、制度改定も頻繁にあるので、お近くの税務署や税理士に相談することをお勧めします。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

行政書士半田事務所

行政書士 半田 直子

〒270-0005 松戸市大谷口 265-1-409

電話 047-705-9088 FAX 047-705-9088

<https://handa-office.jimdofree.com>

松戸市
大谷口



行政書士 飯田法務経営事務所

行政書士 飯田 利治

〒278-0022 野田市山崎 2635-7H・M レジデンスA棟315

電話 050-3748-0163 FAX 050-3588-8093

<https://tiida168.jimdofree.com>

野田市
山崎



相続分を遺産分割協議前に友人に譲渡できますか？



相続開始後、遺産分割が終了するまで相続人はいつでも第三者に自己の相続分を譲渡できます。

ご友人に相続分が譲渡できるのか、とご心配なのですね。遺言書がない前提で基本的なところをご説明しておきます。

民法の905条1項に「共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。」とあります。この条文が、相続開始後、遺産分割が終了するまで相続人はいつでも第三者に自己の相続分を譲渡できるとい

う根拠になっています。

この条文には、譲った場合、他の相続人は譲渡された譲受人に対して、価額及び費用を払って取り戻すことができるとされています。ただし、民法905条2項には「前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。」とあり、1か月以内の条件付きです。

この譲渡先が、他の相続人であれば自らの相続分に加算するだけですからあまり問題にならないと思いますが、ご相談者のご友人のように、相続人以外の場合はどうでしょうか。

相続人以外の第三者に譲渡された場合

には、譲受人は遺産分割協議の当事者になります。譲った相続人は当事者ではありませんが、代わりに当事者になってしまうわけです。第三者、つまりご友人と他の相続人が同席した遺産分割協議になることを考慮しておきましょう。

うまくまとめれば「遺産分割協議書」と署名押印のある「相続分譲渡証明書」と「印鑑証明書」の3点セットを相続証明書として使っていくことになります。

また、相続債務がある場合は譲渡をしても、相続債務の返済を求められたら拒むことができないので、注意が必要です。譲渡の理由など、不明ですが、贈与税の問題など、考慮しておくことが他にもありますから、ぜひ、専門家の意見を聞いておくことをおすすめします。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

国際結婚の相続で、相手国の法律は関係してきますか？



国際結婚の相続のように、外国人が関係する相続については、故人(被相続人)の国籍によって適用される法律が異なります。

1. 故人(被相続人)が日本国籍の場合
日本の法律を適用するのが原則です。例えば、日本人の夫と外国籍の妻の国際結婚で、日本人の夫が亡くなった場合、相続する妻が外国籍であっても、外国の法律が適用されることは基本的にはありません。相続手続きの際に必要な戸籍謄本や印鑑証明については、外国から同等の書類を取り寄せて翻訳しましょう。
④相続財産の全部か一部が外国にある場

合には、故人(被相続人)が日本人であっても、その外国の法律も確認して相続手続きを進める必要があります。

2. 故人(被相続人)が外国籍の場合
故人(被相続人)の国籍がある国の法律を適用するのが原則です。そのため、財産を相続するのが日本人の場合でも、外国の法律に従って相続手続きを進めます。もし、外国の法律が、生前の居住地である日本の法律を適用するように規定している場合は、日本の法律に沿って相続手続きを進めることになりますが、まずは外国の法律を確認することがポイントです。

ちなみに、日本に居住する外国人が遺言書を作成する場合、日本の民法が定める方式でも、国籍のある国の方式でも、基本的に有効です。遺言者の死後、スムーズに遺言の内容を実現(登記等)するためには、相続財産がある国の法律を確認しながら作成することをおすすめします。

このように、国際結婚の相続では、外国の法律や外国での手続きが絡んでくる場面が多くあります。

【参照条文】

法の適用に関する通則法(第36条、第37条)

遺言の方式の準拠法に関する法律(第2条)

(行政書士 栗村 奈見)

定期的に遺言相続セミナー、無料相談会を開催しています。日時や内容、ご質問等、お近くの事務所にお問合せ下さい！



★掲載している各行政書士情報は、令和4年5月19日時点の内容です。

たかた行政書士事務所
行政書士 高田 哲朗

〒271-0051 松戸市馬橋 2422-1 ジュンパレス 305
電話 050-3743-5844 FAX 050-3457-7090
<https://office-takata.jp>

松戸市
馬橋



ミモザ行政書士オフィス
行政書士 栗村 奈見

〒270-2261 松戸市常盤平 6丁目
電話 070-8333-7286

松戸市
常盤平

